及び(2)、同表入国警備官採用試験の項第１号ロ及び第２号、同表外務省専門職員採用試験の項ロ(1)及び(2)、同表財務専門官採用試験の項ロ(1)及び(2)、同表国税専門官採用試験の項ロ(2)、同表税務職員採用試験の項ロ、同表食品衛生監視員採用試験の項ロ(3)、同表労働基準監督官採用試験の項ロ(2)、同表航空管制官採用試験の項ロ(1)及び(2)、同表航空保安大学校学生採用試験の項ロ、同表気象大学校学生採用試験の項ロ、同表海上保安官採用試験の項ロ、同表海上保安大学校学生採用試験の項ロ並びに同表海上保安学校学生採用試験の項ロの規定に基づき、人事院の認定に係る受験資格に関し、次のとおり決定した。	験の項ロ(1)及び(2)、同表財務専門官採用試験の項ロ(1)及び(2)、同表国税専門官採用試験の項ロ(2)、同表税務職員採用試験の項ロ、同表食品衛生監視員採用試験の項ロ(3)、同表労働基準監督官採用試験の項ロ(2)、同表航空管制官採用試験の項ロ(1)及び(2)、同表航空保安大学校学生採用試験の項ロ、同表気象大学校学生採用試験の項ロ、同表海上保安官採用試験の項ロ、同表海上保安大学校学生採用試験の項ロ並びに同表海上保安学校学生採用試験の項ロの規定に基づき、人事院の認定に係る受験資格に関し、次のとおり決定した。
１　（略）	１　（略）
２　大卒程度の者に行う採用試験関係	２　大卒程度の者に行う採用試験関係
一　規則別表第３国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第１号ロ(2)及び第２号ロ(2)、同表国税専門官採用試験の項ロ(2)並びに同表労働基準監督官採用試験の項ロ(2)に規定する「人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者」、同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ(1)、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ(1)、同表刑務官採用試験（大卒程度試験）の項第１号ロ(1)及び第２号ロ(1)、同表法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第３号ロ(1)、第４号ロ(1)及び第７号ロ(1)、同表外務省専門職員採用試験の項ロ(1)、同表財務専門官採用試験の項ロ(1)並びに同表航空管制官採用試験の項ロ(1)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」並びに同表海上保安官採用試験の項ロに規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。	一　規則別表第３国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第１号ロ(2)及び第２号ロ(2)、同表国税専門官採用試験の項ロ(2)並びに同表労働基準監督官採用試験の項ロ(2)に規定する「人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者」、同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ(1)、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ(1)、同表法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第３号ロ(1)、第４号ロ(1)及び第７号ロ(1)、同表外務省専門職員採用試験の項ロ(1)、同表財務専門官採用試験の項ロ(1)並びに同表航空管制官採用試験の項ロ(1)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」並びに同表海上保安官採用試験の項ロに規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。
イ～ホ　（略）	イ～ホ　（略）
二　規則別表第３国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表刑務官採用試験（大卒程度試験）の項第１号ロ(2)及び第２号ロ(2)並びに同表財務専門官採用試験の項ロ(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。	二　規則別表第３国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ(2)及び同表財務専門官採用試験の項ロ(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。
イ～リ　（略）	イ～リ　（略）
三～五　（略）	三～五　（略）
３～５　（略）	３～５　（略）

２　この決定による改正は、令和７年12月１日から効力を発生する。